

1. 趣旨

少子化が進む中、県内公立中学校の運動部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により将来にわたって生徒が継続して多様なスポーツに親むることができる機会を確保するため、休日の運動部活動の地域移行の実現に向けた進め方等を示す。

2. 計画期間

国のガイドラインとの関連を図り、令和5年度から7年度までの3年間を「改革推進期間」とする。

3. 基本方針

- (1) 中学校における休日の運動部活動を地域移行する
- (2) 生徒の発育発達に応じた地域スポーツクラブ活動を行う
- (3) 指導者の確保と資質向上を図る

4. 具体的な方策

- (1) 地域における新たなスポーツ環境を整備するための取組
本推進計画の周知や市町村における検討主体の設置・運営団体・実施主体の整備等のための支援を行う。
- (2) 生徒の発育発達に応じた地域スポーツクラブ活動を行うための取組
市町村やスポーツ関係団体等と連携を図り、体罰や不適切な指導の根絶を目指す。また、県の指針等に基づく生徒の発育発達に応じた適切な活動時間等の活動計画の普及・啓発を行うとともに、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- (3) 指導者の確保と資質向上に向けた取組
部活動指導員や外部指導者の発掘・把握に努め、人材バンクを整備するとともに指導者の資質向上のための研修会を実施する。

5. 今後の進め方

本推進計画に掲げる基本方針や具体的な方策等について、各市町村の取組状況や成果及び課題等を取りまとめの上、有識者等で構成する推進協議会において、推進計画の有効性を高めながら次年度以降の取組に反映させていく。

なお、今後の国の動向を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行う。

熊本県公立中学校における
休日の運動部活動の地域移行推進計画

熊本県教育委員会

令和5年（2023年）4月

目次

前文

第1章 推進計画の概要P3

- 第1節 推進計画策定の趣旨
- 第2節 推進計画の位置付け
- 第3節 推進計画区域の設定
- 第4節 推進計画の期間

第2章 本県の状況P4

- 第1節 生徒数及び運動部活動の設置状況等
- 第2節 部活動に係る教師等の勤務状況等
- 第3節 小学校等における運動部活動の社会体育移行

第3章 基本方針P7

- 基本方針1 中学校における休日の運動部活動を地域移行する
- 基本方針2 生徒の発育発達に応じた地域スポーツクラブ活動を行う
- 基本方針3 指導者の確保と資質向上を図る

第4章 具体的な方策P10

- 第1節 中学校における休日の運動部活動を地域移行するための取組
 - 1 地域における新たなスポーツ環境を整備するための取組
 - 2 地域におけるスポーツ施設の確保に向けた取組
 - 3 会費の適正化に向けた取組
 - 4 適切な保険の加入に向けた取組
 - 5 大会等の在り方の見直しに向けた取組
 - 6 学校との連携
- 第2節 生徒の発育発達に応じた地域スポーツクラブ活動を行うための取組
- 第3節 指導者の確保と資質向上に向けた取組
- 第4節 中学校における休日の運動部活動の地域移行後の取組

第5章 今後の進め方P18

- 第1節 今後のスケジュール
- 第2節 推進計画の見直しと更新

おわりに

参考資料

- No. 1 「中学校における学校部活動の指針」
- No. 2 「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」

前 文

- 学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師等（常勤・非常勤を問わず、事務職員等を含む。以下同じ。）と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、また、責任感や連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、その教育的意義が高い活動である。とりわけ、運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、スポーツを通して交流したり、より高い水準の技能や記録に挑戦したりする中で、スポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動である。
- しかし、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性の有無に関わらず教師等が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。
- 学校においては、生徒のニーズに応じた運動部活動の種類確保が難しく、合同部活動も増加している中、生徒の豊かなスポーツ活動を実現するためには、学校と地域との連携・協働により、運動部活動の在り方に関し、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある。
- 平成30年に部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、国は、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことを指摘しており、令和2年度以降、令和5年度からの休日の部活動の段階的な地域移行を図る取組を進めてきた。
- 令和4年6月には、これらの具体的な方策について、スポーツ庁に設置した「運動部活動の地域移行に関する検討会議」から提言が示され、同年12月にスポーツ庁と文化庁は「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」と称する。）を策定した。これらを踏まえ、「熊本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行推進計画」（以下、「推進計画」と称する。）として示すものである。

なお、平成27年3月に熊本県教育委員会が作成した「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」については、引き続き運動部活動の適切な指導の実施のため参照するものとする。

第1章 推進計画の概要

第1節 推進計画策定の趣旨

少子化が進む中、県内公立中学校の運動部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の自主的で多様なスポーツ活動の場を将来にわたって継続して親しむ機会を確保するため、多くの関係者が連携・協働し、休日の運動部活動の地域移行の実現に向けた総合的・計画的な進め方等を示した本推進計画をここに策定する。

また、本推進計画は公立中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）の生徒の学校運動部活動及び地域スポーツクラブ活動を主な対象とするが、国立、私立中学校においても、公立中学校におけるこれらの取組や令和5年3月に県教育委員会が策定した「中学校における学校部活動の指針」（以下、「県の指針」と称する。）を参考にしつつ、学校の実情に応じて適切な指導体制の構築に取り組むことが望ましいと考えられる。

さらに、県内高等学校における取組については、義務教育終了後に各学校等の実情に応じた多様な教育活動が行われている状況を踏まえ、平成31年3月に県教育委員会が策定した「高等学校における運動部活動の指針」を遵守の上、部活動指導員の活用及び地域との連携等に取り組むことが望まれる。

第2節 推進計画の位置付け

本推進計画は、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」の施策4並びに「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つ目の柱に基づき、「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン（熊本県教育振興基本計画）」を推進するため、「第2期熊本県スポーツ推進計画」及び「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」などと整合を図りながら策定した。

また、「スポーツ基本法」に基づく「第3期スポーツ基本計画」及び国のガイドラインを踏まえ、市町村や関係機関、スポーツ関係団体等との連携・協働のもと、一体的な取組を推進する計画として位置付けた。

第3節 推進計画区域の設定

本推進計画の対象区域は、熊本市を除く県内44市町村とし、熊本市における地域移行においては連携を図ることとする。

第4節 推進計画の期間

本推進計画は、国のガイドラインとの整合を図るため、令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」とし、本推進計画の推進を図るものとする。

第2章 本県の状況

第1節 生徒数及び運動部活動の設置状況等

中学校の運動部活動を取り巻く状況は近年大きく変化してきている。少子化の進展により、本県の中学校の生徒数や教員数は大幅に減少しており、県内の公立中学校（熊本市除く。）においては、平成16年度が学校数154校、生徒数37,990人、教員数2,978人であったものが、令和4年度には、学校数122校、生徒数27,730人、教員数2,668人に減少している。※1さらに出生数で見ると、平成16年には16,313人であったものが、令和2年には13,011人にまで落ち込むなど、今後とも少子化による生徒数減少が見込まれる。※2

また、表1の令和2年人口動態調査報告から10年後に想定される生徒数を算出すると、令和4年度の中学生（平成19～21年生まれ）の合計は48,990人（熊本市を含む。）であるが、10年後の令和14年度の中学生（平成29年～令和元年生まれ）の合計は42,263人（熊本市を含む。）となり、今後10年間で6,727人の減少が想定される。

表1 令和2年人口動態調査報告を参考にした出生数の推移

出典：令和2年人口動態調査報告

年次	平成															令和	
	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年
学年	高3	高2	高1	中3	中2	中1	小6	小5	小4	小3	小2	小1	年長	年中	年少		
県合計 (熊本市含む)	16,313	15,645	16,189	16,307	16,462	16,221	16,246	16,118	15,996	15,954	15,558	15,577	14,894	14,657	14,301	13,305	13,011
県合計 (熊本市除く)	9,454	9,183	9,425	9,524	9,597	9,370	9,096	9,044	8,852	8,823	8,519	8,515	8,097	7,911	7,535	7,012	6,910
熊本市	6,859	6,462	6,764	6,783	6,865	6,851	7,150	7,074	7,144	7,131	7,039	7,062	6,797	6,746	6,766	6,293	6,101
	令和4年度 中学生						令和14年度 中学生										
	県合計(熊本市含む)						県合計(熊本市含む)						42,263				
	県合計(熊本市除く)						県合計(熊本市除く)						22,458				
	熊本市						熊本市						19,805				

【補足】保健所管内で比較すると、50%を超える減少率を示す地域もあり、多くの地域で中学校生徒数の減少が深刻なものになることも危惧される。（注：あくまで出生数ベースでの比較）

※1 学校一覧（熊本県教育委員会）平成16年度（2004年度）、令和4年度（2022年度）

※2 令和2年度人口動態調査報告（熊本県）

次に、運動部活動の設置状況等について、（公財）日本中学校体育連盟における加盟校・加盟生徒数調査集計表及び熊本県中学校体育連盟部活動設置状況調査から表2にまとめている。

平成16年度における本県の加盟校数203校、加盟部数2,193部、加盟生徒数40,370人であったが、令和4年度は加盟校数174校、加盟部数1,863部、加盟生徒数25,871人と運動部活動における部数、生徒数も減少している。これは、少子化の影響だけでなく、運動部活動加入率の低下の影響もあると考えられる。

また、熊本県中学校総合体育大会における複数校合同チームの申請数の推移をみると、平成16年度は申請数6チームであるのに対し、令和4年度は申請65チームと大幅に増加している。このことは、単一校ではチームを編成することが困難な状況にある部が増加している状況にあることがうかがえる。

今後も少子化の進展が予想されており、各学校における部活動の小規模化による魅力低下が危惧されるところであり、現行のシステムによる持続可能性という点に

難しさがあることは間違いない状況である。

出典（公財）日本中学校体育連盟 加盟校・加盟生徒数調査
及び熊本県中学校体育連盟部活動設置状況調査

表2 本県の運動部活動の設置状況等について

	加盟校数	加盟部数			加盟生徒数			合同チーム 申請数
		男子	女子	合計	男子	女子	合計	
平成16年度	203	1,163	1,030	2,193	24,184	16,186	40,370	6
平成20年度	191	1,031	966	1,997	22,541	15,943	38,484	2
平成25年度	182	1,038	936	1,974	20,247	13,400	33,647	18
平成30年度	175	1,008	900	1,908	17,564	12,210	29,774	31
令和元年度	174	996	903	1,899	17,168	11,891	29,059	31
令和2年度	173	979	881	1,850	16,046	11,514	27,560	
令和3年度	174	998	898	1,896	16,097	11,367	27,464	50
令和4年度	174	986	877	1,863	15,171	10,700	25,871	65

第2節 部活動に係る教師等の勤務状況等

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で生徒同士や教師等と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなどの教育的意義だけでなく、参加生徒の状況把握や意欲向上、問題行動の発生抑制など、学校運営上も意義がある。また、生徒や保護者から学校への信頼感を高めることや、学校の一体感や愛校心の醸成にも大きく貢献してきた。

これまでの部活動は教師等による献身的な勤務の下で成り立っており、持続可能な部活動と学校の働き方改革の両方を実現するには、特に休日の部活動における教師等の負担軽減を図る必要がある。

令和3年度の「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン検証報告書」によると、市町村立学校教職員の時間外在校等時間の月45時間を超える割合が中学校では40.6%であり、そのうち時間外の割合が高い業務として部活動68.6%、教材研究等63.3%が挙げられている。加えて、全国的な調査結果によると、中学校においては、平成18年度に行われた調査結果と比べて、平成28年度の調査結果では、土日の部活動指導に従事している時間数が1時間6分から2時間9分とほぼ倍増しており、部活動指導に係る負担が増していることがわかる。学校において教師等の働き方改革が求められる中、運動部活動が教師等の長時間勤務の大きな要因の一つとなっている状況が見受けられる。

一方で、公立中学校の運動部活動の指導を担っている教師等の中には、地域でスポーツ指導を希望する者も一定数いることが想定される。そのような教師等が引き続き地域でスポーツ指導を担える環境を整備していく必要がある。

このような社会情勢の変化等を踏まえれば、中学校運動部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、将来にわたって生徒がスポーツに継続して親しむことができる環境を整備する必要がある。

第3節 小学校等における運動部活動の社会体育移行

これまで本県では、小学校においては、運動部活動が児童のスポーツ活動の大部分を担ってきた。しかしながら、少子化に伴うチーム編成の困難、保護者や児童のニーズの多様化及び指導者不足などの課題に対応し、将来にわたり児童にとって望ましいスポーツ環境を確保するため、平成30年度末までに熊本市を除く44市町村の小学校運動部活動を社会体育に移行した。社会体育への移行に当たっては、「児童

生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」に基づき、平成27年度から社会体育移行に向けた検討を開始し、移行準備が整った地域、学校、競技・種目から順次移行を進めるなど、平成30年度末までの4年間で県と市町村が連携した取組を推進することで、全ての地域、学校で社会体育に移行することができた。

また、同基本方針では、「中学校・高等学校の運動部活動については、学習指導要領に社会体育施設や各種団体との連携を図ることが示されていることによりこれまで同様に学校の運動部活動として実施し、社会体育との連携による運動部活動の充実を図る。」こととしている。

第3章 基本方針

基本方針1 中学校における休日の運動部活動を地域移行する

【目標】

これまで本県の中学校における運動部活動は、学習指導要領に社会体育施設や各種団体との連携を図ることが示されていることから、学校の運動部活動として実施し、社会体育との連携による活動の充実を図ってきた。しかし、少子化に伴う部員数の減少やチーム編成の困難さ及び生徒や保護者のニーズの多様化、また、指導を担う教師等の負担感等の課題が指摘されている。このような課題に対応し、将来にわたって中学校の生徒がスポーツに継続して親しむ機会を確保するため、中学校における休日の運動部活動を地域移行する。なお、地域移行の推進に当たっては、これまでの運動部活動の教育的意義や役割を地域スポーツクラブ活動においても継承・発展させるとともに、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう地域のスポーツ環境の一体的な整備・充実を図ることを目指す。

(1) 地域移行の意義と効果

地域移行とは、地域のスポーツ環境の一体的な整備・充実を図ることにより、これまでの運動部活動の教育的意義や役割を継承・発展しつつ、主に地域スポーツクラブとして活動する中で、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるなどの意義を持つものである。

地域移行の受け皿としては、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、各競技団体、野外活動関係団体、スポーツ・レクリエーション活動関係団体、民間スポーツ団体、障害者スポーツ団体等が運営する団体等がある。なかでも、総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体的に運営するスポーツクラブの形態であり、学校体育施設や公共スポーツ施設を拠点としながら、地域の誰もが参加することができる地域スポーツ団体である。本県では、ほぼ全ての市町村に設置されており、休日の運動部活動の地域移行に向け、積極的な活用が期待できる。

また、地域スポーツクラブ活動では、学校の枠を超えたチーム編成が可能になり、異年齢の子供や多世代の大人とともにスポーツに親しむことも期待できる。

さらに、地域の指導者を積極的に発掘し指導力の向上を図ることで、生徒や保護者のニーズに応じたスポーツ活動や継続した質の高い指導が期待できるとともに、他の世代も含め、地域全体のより幅広いニーズへの対応と生涯を通じた運動習慣づくりの促進等が期待できる。

(2) 地域移行の進め方

ア 県と市町村が連携した地域移行に向けた取組の推進

市町村における地域スポーツクラブ活動への地域移行に当たっては、本推進計画等を基に、地域の実情に応じた円滑な移行を図るため、地域移行推進計画（仮称）を定めるなど、総合的・計画的な取組が求められる。そのため、県は市町村の実情に応じた体制づくり・活動環境整備等の支援を行うとともに、先進的な取組事例等の情報共有を行い、市町村と連携した取組を推進する。

イ 地域の実情に応じた体制づくり・活動環境整備

市町村には、学校数や学校規模、部活動設置数や部活動指導員の配置等を含む指導者の量や質に関する状況、さらには登下校時のスクールバス活用等、様々な異なる実情がある。また、積極的な活用が期待される総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等の地域スポーツ団体等に関するスポーツ環境も様々である。

このようなことから、市町村は、地域の実情に応じたスポーツ環境の整備・充実に向け、地域スポーツクラブの活動時間や活動場所、活動費及び指導者の確保等の活動環境の整備やそれらの環境整備に向けた検討組織・運営組織体制づくりを行う。

ウ 活動環境が整った地域、学校、競技等から地域移行や地域連携^{※3}を実施

市町村は、少子化による生徒数の減少や、生徒・保護者の多様なニーズに対応するため、将来にわたって生徒がスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する必要がある。そのため、市町村は、地域や学校の実情を踏まえ、まずは、実施可能な地域、学校、競技等から休日の運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行や地域連携を図るなど段階的に進める。

なお、部の統廃合等の措置を講じる必要がある場合は、可能な限りにおいて、年度末まで活動を継続するとともに、合同部活動による活動持続を検討したり、在籍中の生徒や保護者及び指導者への十分な説明や合意を得たりするなど教育的配慮等に留意する。

(3) 地域スポーツクラブ活動への移行や地域連携の段階的推進

休日の運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行や地域連携については、令和5年度の移行開始から3年後の令和7年度末までの3年間で「改革推進期間」と位置付けて取り組むこととする。市町村は、令和5年度から移行や地域連携に向けた検討を開始し、準備が整った地域、学校、競技等から順次、地域移行や地域連携を進める。その際、例えば中山間地域や離島をはじめ、市町村によっては合意形成や条件整備等のため、時間を要する場合においては、市町村は、地域の実情等に応じて、可能な限り早期の実現を目指すこととし、県は市町村に対して適切に指導助言を行うとともに、進捗状況を評価・分析しながら、継続して連携を図る。

※3 地域連携とは、受け皿や指導者の確保等における地域のスポーツ団体との連携や民間事業者の活用等による連携である

基本方針2 生徒の発育発達に応じた地域スポーツクラブ活動を行う

【目標】

地域スポーツクラブ活動は、学校と連携し、運動部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、生徒の発育発達に応じた活動を実施することが大切である。活動の実施に当たっては、国のガイドラインや県の指針に基づき、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な活動計画を作成の上、合理的かつ効率的・効果的な練習方法等を積極的に導入した活動を行う。

(1) 指導者間等での指導方針や情報等の共有

地域における新たなスポーツ環境の整備について、休日と平日で指導者が異なるなど、複数の指導者による活動を実施する場合には、予め指導者間、運営者間等で指導方針や生徒に関する情報等の共有を行うなど、緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。

(2) 適切な大会参加や休養日の設定

成長期にある生徒のスポーツ障害・事故防止や心身における疲労回復のためにも、年間を通して、参加する大会や練習試合を精選し、合理的かつ効率的・効果的な練習方法等を検討した上で、適切な活動計画を作成し、指導を行う。

基本方針3 指導者の確保と資質向上を図る

【 目 標 】

指導者は、生徒の健全育成に責任を負うとともに、生徒に健康やスポーツの価値及びその魅力を伝え、生涯にわたる健康の保持増進と豊かなスポーツライフの実践へとつなげることが大切である。また、自分自身のこれまでの実践、経験に頼るだけでなく、スポーツ医・科学の研究の成果を積極的に習得し、活用することが重要である。運動部活動の地域移行に当たっては、生徒のニーズに応じたスポーツ環境の整備に向け、部活動指導員、兼職兼業の許可を得た教師等、企業関係者、公認スポーツ指導者及びスポーツ推進委員等の指導者の確保と資質の向上を図る。

(1) 指導者の確保と資質向上に向けた研修会及び講習会の実施

県及び市町村は、指導者の資質向上を図るため、指導に必要な知識や技能等について研修会及び講習会を実施するとともに、県は、市町村やスポーツ関係団体等と連携を図り、必要な指導者の確保に向けた取組を進める。

(2) 科学的根拠に基づいた指導や研究成果の習得

指導の内容や方法及び事故防止・安全確保・児童生徒のスポーツ障害を防ぐためにも、大学や研究機関等での科学的な研究により理論付けられたもの、研究の結果や数値等で科学的根拠が得られたもの、新たに開発されたものなどを活用する。

第4章 具体的な方策

第1節 中学校における休日の運動部活動を地域移行するための取組

1 地域における新たなスポーツ環境を整備するための取組

(1) 県教育委員会の取組

ア 市町村及び中学校等への推進計画の周知

県教育委員会は、国のガイドラインを含む本推進計画について、十分な理解を得られるよう市町村および中学校等の関係機関に周知を行う。

イ 市町村における検討主体の設置とその円滑な運営のための支援

市町村の実情に応じた地域移行を進めるためには、十分な検討や協議を行う場が必要である。そのため、県教育委員会は、市町村が主体となって組織し地域移行等についての検討主体となる協議会（仮称。以下、「協議会」と称する。）の設置やその円滑な運営のための支援を行う。

ウ 市町村における運営団体・実施主体の整備とその円滑な運営のための支援

市町村の実情に応じた地域移行を進めるため、地域スポーツクラブ活動を担う運営団体の確保が必要である。そのため、県教育委員会は、市町村における総括コーディネーターや活動コーディネーターの配置に係る支援やその効果的・効率的な活用に向けた先行事例についての情報提供等の支援を行う。

エ 県総括コーディネーターの活用による取組の推進

県教育委員会は、県総括コーディネーターを配置し、市町村との連絡調整を図るとともに、市町村における総括及び活動コーディネーターの配置支援、また、その活用等による地域移行のための支援を行う。

<県総括コーディネーターの役割>

- ◆県事務局の設置・運営に係る業務を行う。
- ◆県が設置する推進協議会及び検討委員会に係る業務を行う。
- ◆県立中学校における指導者配置や運営体制の構築に係る業務を行う。
- ◆国が発出する情報や調査に係る業務を行う。
- ◆市町村が設置する運営体制や活動体制の構築に係る支援業務を行う。
- ◆市町村が必要と認める指導者等についての配置に係る支援業務を行う。
- ◆各種問合せ等に係る相談業務を行う。（相談窓口の設置）
- ◆協議会等における検討状況や各種情報等について、随時ホームページ等での公開業務を行う。

オ 地域移行を円滑に推進するための推進協議会の実施

県教育委員会は、国のガイドライン及び本推進計画に基づく地域移行の円滑な推進のための有識者による推進協議会を設置し、県内における地域移行の進捗状況の把握並びに本推進計画の有効性等を高めながら次年度以降の取組に反映させるための協議を行う。

(2) 市町村の取組 ※市町村の実情に応じて隣接市町村との合同実施も可

ア 協議会の設置

市町村の実情に応じた地域移行を進めるため、地域スポーツ主管課並びに学

校体育主管課を中心に、スポーツ・体育協会、各競技団体、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、学校及び保護者等で構成した協議会を設置する。協議会では、地域移行に向け、国のガイドライン及び本推進計画の内容を踏まえ、地域や学校の実情に応じた新たな地域スポーツクラブ活動の在り方（活動時間、活動場所、会費、指導者、保険等）とともに、休日の運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への段階的・計画的な移行に向けた方針、具体的な取組の内容、見込まれる効果やスケジュール等について定期的な情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

また、市町村は、協議会等における検討状況については、随時ホームページ等で公開するように努める。

<協議内容例>

- ◇活動時間：生徒の発育発達や活動場所への移動等を考慮する。
- ◇活動場所：学校施設等を活用し、保護者の負担の軽減を図る。
- ◇会費：必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するよう支援する。
- ◇指導者の確保及び資質の向上：地域指導者の発掘・研修を行う。
- ◇保険：休日の活動に対して加入するスポーツ安全保険等を検討する。
- ◇活動内容：適切な休養日等の設定を含む生徒の発育発達に応じてバランスのとれた活動方針を見直す。

イ 運営団体・実施主体の整備

市町村は、地域の実情に応じたスポーツ環境を整備・充実させるため、県や地域スポーツ団体等と連携を図り、全ての生徒を対象に、生徒のニーズに応じた地域スポーツクラブ活動を担う運営団体の確保及び実施主体の整備を行う。

また、市町村は、参加者や関係者からの各種問合せ等に対応する相談窓口を設けるとともに、必要に応じて県やスポーツ関係団体等と連携を図る。

地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体は、全ての生徒を対象に、競技・大会志向で特定の競技・種目や分野に継続的に専念する活動だけでなく、休日や長期休暇中などに開催される体験教室やレクリエーション的な活動、障がいの有無にかかわらず、誰もが一緒に参加できる運動など、指導体制に応じて、生徒の自主的・自発的な活動を尊重しつつ生徒の志向や体力等の状況に適したスポーツに親しむ機会を段階的に保障する。

<運営団体・実施主体の役割>

- ◆会費の適正化に向けた取組を行う。
- ◆ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>^{※4}等を情報開示する。
- ◆適切な保険加入の選定と加入を義務付ける。
- ◆必要に応じて指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。
- ◆保護者、生徒への必要な情報等を周知する。
- ◆年間活動計画及び毎月の活動計画を公表する。
- ◆生徒の発育発達に応じた活動を実施する。
- ◆指導者の確保に向けた取組を行う。
- ◆必要に応じて遠隔操作ができる ICT 活用環境を整備する。

※4 「スポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範（R1/8/27 スポーツ庁策定）」の遵守状況について自主的に自己説明を行い、その結果を定期的に公表することが望まれる。

ウ 総括コーディネーター及び活動コーディネーターの配置

市町村は、必要に応じて総括コーディネーター又は活動コーディネーター、あるいはその両方を配置し、地域の実情に応じたスポーツ環境の整備・充実にむけた取組を推進する。

<総括コーディネーターの役割>

- ◆市町村事務局の設置・運営に係る業務を行う。
- ◆市町村の協議会や委員会等（検討主体）の設置・運営に係る業務を行う。
- ◆市町村の新たな指導者発掘や研修等に係る業務を行う。
- ◆ガバナンス体制の構築や広報活動に係る業務を行う。
- ◆県が発出する情報や調査に係る業務を行う。
- ◆県の連絡協議会等に参加し、情報提供等に係る業務を行う。
- ◆国の委託事業や補助事業等への申請・報告に係る業務を行う。

<活動コーディネーターの役割>

- ◆市町村の実情に応じた活動体制（運営団体／実施主体等）の整備に係る業務を行う。
- ◆中学校（平日の活動）や地域の関係機関（休日の活動）との連絡・調整に係る業務を行う。
- ◆活動場所の調整及び活動計画・活動報告等に係る業務を行う。
- ◆活動に関する生徒・保護者や指導者への連絡システムの構築等に係る業務を行う。
- ◆会費納入や指導者謝礼等に係る業務を行う。

(3) 中学校の取組

ア 校内委員会等の設置

中学校は、校内委員会等を設置し、休日の運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブへの段階的な移行に向けた具体的な取組等を検討し、市町村やコーディネーター等と連携を図りながら推進する。また、学校の代表者は、市町村に設置する協議会に参加し、学校の状況を伝えるとともに、協議会で得られた内容等について学校職員で共有する。

イ 生徒・保護者等への説明

中学校は、国のガイドライン及び県の推進計画に基づく当該市町村の地域移行の進め方等の情報について、市町村及び地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と連携し生徒や保護者に説明を丁寧に行い、理解を得る。

2 地域におけるスポーツ施設の確保に向けた取組

(1) 県教育委員会の取組

ア 県教育委員会は、市町村に対し、令和2年3月にスポーツ庁が策定した実務担当者向けの「学校体育施設の有効活用に関する手引き」を参考に、各地域の実情に応じてスポーツ施設が適切に確保できるよう支援する。

イ 県教育委員会は、学校の負担なく学校施設の円滑な利用を進めるため、学校や行政、関係団体による前記1(2)アの協議会等を通じて、地域スポーツクラブ活動の際の利用ルール等が策定できるよう支援する。

(2) 市町村の取組

ア 市町村は、市町村が有する公共のスポーツ施設や社会教育施設をはじめ、地域の小中学校体育施設の利用について、事前の調整会議等を実施するなど地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体が活用しやすくなるよう工夫する。

イ 営利目的での学校施設の利用を一律に認めない規則の制定や運用を行っている市町村においては、地域スポーツクラブ活動を行おうとする民間事業者等が学校施設の利用が可能となるよう改善に努める。

ウ 市町村は、地域スポーツクラブ活動を行う団体等に対して、低廉な利用料で市町村が有する公共のスポーツ施設や社会教育施設をはじめ、地域の小中学校体育施設を利用できるよう努める。

3 会費の適正化に向けた取組

(1) 県教育委員会の取組

ア 参加費用支援システムの構築支援

県教育委員会は、市町村と連携を図り、地域スポーツクラブ活動に係る施設使用料を低廉な額としたり、送迎面での経済的負担軽減等の配慮を行ったりするなど、経済的に困窮する家庭の生徒に対する地域スポーツクラブ活動への参加費用の支援等に関するシステム構築に係る支援を行う。

イ 地元企業等との協力に向けた支援

県教育委員会は、地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体が、地元の企業等の協力を得ながら、家庭の参加費用の負担軽減に資する取組事例等について、市町村と情報共有するとともに民間企業と連携した地域のスポーツ環境整備に向けた取組を推進する。

ウ スポーツ団体ガバナンスコードの周知・徹底

県教育委員会は、市町村及び関係スポーツ団体等と連携を図り、地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体が、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示が行えるよう「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」の周知・徹底を行う。

(2) 市町村の取組

ア 会費の設定

市町村は、地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と連携を図り、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費を設定するよう協力する。

イ スポーツ団体ガバナンスコード等の情報開示

市町村は、県教育委員会及び地域スポーツ団体等と連携を図り、地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体が、「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」に準拠し、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、ガバナンスコードを含む、その他必要な資料について関係者に対する情報開示を行うよう適切に支援する。

4 適切な保険の加入に向けた取組

(1) 県教育委員会の取組

県教育委員会は、市町村の地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体が適切な補償内容・保険料である保険を選定するとともに、指導者や参加者に対して指定する保険加入を義務付けるなど、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるよう市町村と連携を図る。

(2) 市町村の取組

市町村は、地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体に対して、活動に参加する生徒や指導者等が指定する保険への加入を義務付けるとともに、けがや事故が生じても適切な補償が受けられるよう保険制度の適切な運用に向け指導・助言を行う。

5 大会等の在り方の見直しに向けた取組

(1) 県教育委員会の取組

ア 生徒の大会への参加機会の確保等

県教育委員会は、学校体育関係団体並びにスポーツ関係団体等と連携を図り、地域スポーツクラブ活動に参加する生徒の大会への参加機会の確保にむけて取り組む。また、関係スポーツ団体及び大会主催者等と連携を図り、大会参加者の安全確保にむけて取り組む。

イ 大会等への引率

県教育委員会は、市町村と連携を図り、地域スポーツクラブ指導者が適切に大会等への引率ができるよう支援する。

ウ 大会運営への従事

県教育委員会は、教師等が大会運営等に従事する際の兼職兼業等の取扱いについて整理を行い、市町村教育委員会への周知等を行う。

(2) 市町村教育委員会及び学校の取組

ア 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体は、県や市町村が定める大会参加の目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や指導者の負担が過度としないことを考慮し、参加する大会等を精査する。

イ サービスを監督する教育委員会（以下、「サービス監督教育委員会」と称する。）や校長は、大会運営に従事する教師等のサービス上の扱いの明確化や兼職兼業の許可について、適切なサービス監督を行う。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、同団体等の規定等に基づき、必要に応じて大会運営に従事する指導者の兼職兼業等の適切な勤務管理を行う。

ウ サービス監督教育委員会や校長は、競技団体の役員等として日頃からスポーツ団体等の活動に従事している教師等を含め、教師等が実費弁済の範囲を超えて報酬を得て、大会運営に従事することを希望する場合は、兼職兼業の許可を含めた適切な勤務管理を行う。この際、学校における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮から、学校での職務負担や大会運営に従事する日数等をしっかり

りと確認した上で、兼職兼業等の許可の判断を行う。

6. 学校との連携

(1) 県教育委員会の取組

県教育委員会は、市町村やスポーツ関係団体等と連携を図り、休日の運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行の段階的な推進に向け、運動部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、生徒の望ましい成長を保障するための必要な情報等について学校、保護者、生徒に周知する。

(2) 市町村の取組

市町村は、校長及び地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体と連携を図り、中学校運動部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、実施されている地域スポーツクラブ活動の内容等を生徒や保護者に周知するとともに、生徒が自主的・自発的に興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるよう支援する。

第2節 生徒の発育発達に応じた地域スポーツクラブ活動を行うための取組

(1) 県教育委員会の取組

県教育委員会は、市町村やスポーツ関係団体等と連携を図り、体罰をはじめとする不適切な指導の根絶を目指すとともに、国のガイドラインや県の指針等に基づく生徒の発育発達に応じた活動計画及びスポーツ医科学に基づく効率的・効果的な指導環境が整うよう、普及・啓発を行う。

また、県教育委員会は、各地域におけるこれらの取組が周知・徹底されるよう、市町村やスポーツ関係団体等と連携を図り、適宜、支援及び指導・是正を行うとともに、国のガイドラインや県の指針等の情報について学校、保護者、生徒に周知する。

<国のガイドラインや県の指針に掲載されている主な概要項目>

- ◆参加者の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶
- ◆年間を通してバランスのとれた活動の実施
- ◆計画的な大会への参加
- ◆適切な休養日の設定（毎月第1日曜日の取扱い） 等

(2) 市町村の取組

市町村は、国のガイドラインや県の指針等に則り、地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体が、例えば、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表できるよう支援する。その際、協議会等の場も活用して地域スポーツ団体等での活動中の生徒同士のトラブルや事故等の対応を含む管理責任の主体を明確にし、共通理解を図る。

地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体は、市町村と連携し、生徒の心身の成長に配慮し、健康に生活を送れるよう、国のガイドライン及び県の指針等に準じ、適切な活動計画を策定するとともに、それらを遵守した活動を行う。

第3節 指導者の確保と資質向上に向けた取組

(1) 県教育委員会の取組

ア 県教育委員会は、市町村やスポーツ関係団体等の協力を得ながら、指導者の発掘・把握に努め、指導者を紹介する人材バンクを整備するとともに、求めに応じて地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体による指導者の配置を支援する。

イ 県教育委員会は、指導者の資質向上を図るため、指導者に求められる知識や技能等の研修会を実施する。

<研修内容の例>

- ◆多様な能力やニーズに対する指導法について
- ◆発育発達過程の心と身体の特徴を踏まえた指導法について
- ◆スポーツ医・科学に関する専門的知識について
- ◆スポーツ外傷の救急処置に関する知識と技能について
- ◆運動部活動等の運営のためのマネジメント能力について
- ◆ICTを活用した遠隔指導に関する知識と技能について
- ◆「運動部活動での指導のガイドライン」等を活用した内容について 等

(2) 市町村の取組

ア 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体は、地域スポーツ団体等の指導者のほか、部活動指導員や外部指導者等の人材の活用、退職教師、教師等の兼職兼業、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員、競技・活動経験のある大学生や保護者及び地域おこし協力隊など、様々な関係者から指導者を確保する。

イ 地域スポーツクラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒が専門性や資質・能力を有する指導者から指導を受けられるよう、必要に応じICTを活用した遠隔指導ができる体制を整える。

ウ 市町村は、指導者及び生徒のニーズに対応し、協議会等で検討された課題の解決に資する内容の研修会及び講習会を行い、指導者の資質向上を図る。

(3) 教師等の兼職兼業について

ア 服務監督教育委員会は、令和5年1月に文部科学省等が示した「公立学校の教師等が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業について（手引き）」を参考としつつ、地域スポーツクラブ活動での指導を希望する教師等が、円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善を行う。

イ 服務監督教育委員会等が兼職兼業の許可をする際には、教師等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないよう十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教師等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの校長の事前確認等も含め、検討して許可する。

ウ 地域スポーツ団体等において、教師等を指導者として雇用等する際には、居住地、異動や退職等があっても当該教師等が当該団体等において指導を継続する意向の有無等を踏まえ、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。その他、兼職兼業に係る労働時間等の確認等を行うに当たっては、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照し、服務監督教育委員会等及び地域スポーツ団体等の双方が雇用者等の適切な労務管理に努める。

第4節 中学校における休日の運動部活動の地域移行後の取組

(1) 県教育委員会の取組

ア 市町村との継続的な連携と支援

県教育委員会は、休日の運動部活動を地域移行した後も市町村との継続的な連携を行い、地域スポーツクラブ活動の状況について相互に情報を共有し、適正な活動の推進を図る。

イ コーディネーター等連絡会議の開催

県教育委員会は、各市町村に配置されたコーディネーターや担当者に対する連絡会議を開催し、市町村の地域スポーツ実施状況等について情報交換を行い、地域スポーツクラブ活動のさらなる充実を図る。

ウ 指導者の資質向上のための研修会及び講習会の継続的な実施

県教育委員会は、指導者及び生徒の多様なニーズに対応し、将来にわたって継続してスポーツに親しむことができるよう、指導者の資質向上のための研修会及び講習会を継続的に実施する。

(2) 市町村の取組

ア 協議会の継続設置

市町村は、本章第1節1(2)アの協議会等を設置・運営し、地域スポーツクラブ活動における様々な課題の解決に向けた取組を進めるとともに、より適切なスポーツ環境を整える。

イ 指導者の資質向上のための研修会及び講習会の継続的な実施

市町村は、指導者及び生徒のニーズに対応し、本章第1節1(2)アの協議会等で検討された課題の解決に資する内容の研修会及び講習会を行い、指導者の資質向上を図る。

第5章 今後の進め方

第1節 今後のスケジュール

本県公立中学校における休日の運動部活動の地域移行については、令和5年度から令和7年度までの3年間で「改革推進期間」と位置付け、まずは休日におけるスポーツ環境の構築を推進させていくことを基本とする。休日の運動部活動を地域移行していく上で、各地域や各競技の実情を考えるとスポーツ環境の整備が整ったものから順次スタートしていくことが考えられる。

各市町村においては、本推進計画を踏まえ、各市町村における検討組織の設置、ニーズ・課題の把握、スケジュールの構築を行いながら、各市町村における推進計画を作成していくことが望ましい。その上で、運営団体の確保や指導者、活動場所等の確保及び生徒・保護者・地域への情報発信を行うことが必要である。地域の実情に応じ、市町村を超えた連携等も考えられる。

なお、地域の実情によって時間を要する場合には、可能な限り早期の実現を目指すとともに、3年間で実現できない場合においては、今後の方針や進め方、スケジュール等を作成することとする。また、平日と休日を一体として取り組むことも考えられるため、地域の実情に応じて推進組織等で丁寧に協議・検討していく必要がある。

県教育委員会では、運動部活動の地域移行推進協議会を設置し、市町村の進捗状況等を踏まえた課題の整理や解決に向けた方策等について、有識者を交えた委員からの意見を参考に検討を行い、各地域の円滑な推進につながるよう支援していく。

その他、各市町村に対する地域移行に係る説明会の実施や個別のヒアリングによる助言、国の委託事業及び補助事業等を活用した財政的支援を可能な限り行い、市町村における休日の運動部活動の地域移行を支援していく。

第2節 推進計画の見直しと更新

本推進計画は、横断的、総合的な取組として推進するが、その取組のまとめや進捗状況については、関係部局と連携しながら、推進計画に掲げた基本方針の目標や具体的な方策などについて成果や課題等を有識者に評価していただくとともに、実施状況等を県教育委員会がとりまとめ、推進計画の有効性を高めながら次年度以降の取組に反映させて推進していく。

なお、平成27年3月に熊本県教育委員会が作成した「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」については、今後、国の動向を踏まえながら、必要に応じて見直しを図ることとする。

おわりに

- 学校部活動を巡ってはこれまでも様々な課題が指摘されてきた中、現在、熊本県においても多くの市町村で、少子化の進行により持続可能ではないという危機感が共有されつつある。
- 熊本県教育委員会としては、このたび、将来にわたり子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる一層豊かな機会を確保していく強い覚悟をもって、子供の視点に立ち、学校運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ活動への移行の方向性と対応策を示したところである。
- 本推進計画は、現時点で考えられる方向性を有識者の意見も踏まえて示したものであり、様々な事情を抱える学校現場や地域において、部活動改革を進めるための「選択肢」を示し、複雑に絡み合う諸課題を解決していくために「複数の道筋」や「多様な方法」があることを前提としたものである。
- したがって、市町村、学校、スポーツ関係団体等においては、本推進計画を踏まえつつ、地域の実情に合わせて様々な手法の中から選択したり、複数の手法を組み合わせるなどの創意工夫を凝らしたりして、生徒や保護者等の理解を得つつ、段階的な取組を進めることが望まれる。
- 県教育委員会においては、本推進計画について、「改革推進期間」における取組の進捗状況等を勘案し、適宜必要な見直しを行うこととする。

「熊本県運動部活動の地域移行準備委員会」委員

	役職	区分	氏名	所属・役職等
1	委員長	学識経験者	中川 保敬	熊本大学教育学部名誉教授
2	委員	熊本県市町村教育委員会 連絡協議会代表	緒方 俊一郎	相良村教育長
3	委員	熊本県都市教育長協議会代表	小島 泰治	水俣市教育長
4	委員	熊本県町村教育長会代表	蔵田 勇治	甲佐町教育長
5	委員	熊本県中学校長会代表	境 敬一郎	合志市立合志中学校長
6	委員	熊本県中学校長会代表	馬場 哲也	多良木町立多良木中学校長
7	委員	熊本県中学校体育連盟会長	海津 英孝	熊本市立竜南中学校長
8	委員	熊本県 PTA 連合会代表	岡崎 秋人	熊本県 PTA 連合会副会長
9	委員	(公財) 熊本県スポーツ協会 代表	西村 浩二	(公財) 熊本県スポーツ協会代表専務理事
10	委員	熊本県総合型地域スポーツ クラブ代表	西田 由実	NPO 法人 A-life なんかん事務局長
11	委員	熊本県スポーツ少年団代表	有村 利雄	熊本県スポーツ少年団指導者協議会長
12	委員	熊本県小学校体育連盟代表	三谷 浩輔	熊本県小学校体育連盟理事長
13	委員	熊本県中学校体育連盟代表	松田 直浩	熊本県中学校体育連盟理事長
14	委員	熊本県高等学校体育連盟代表	池田 将文	熊本県高等学校体育連盟理事長

(令和5年2月現在)

令和5年(2023年)4月

編集・発行 熊本県教育庁県立学校教育局体育保健課

〒862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話 096-333-2710

Fax 096-382-5962

Mail taikuhoken@pref.kumamoto.lg.jp

発 行 者：熊本県教育委員会
所 属：体育保健課
発行年度：令和 5 年度（2023 年度）